

岩手県告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の入居者が滞納している家賃及び駐車場利用料の収納に関する事務を平成26年4月1日次の者に委託した。

平成26年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号	一般財団法人岩手県建築住宅センター